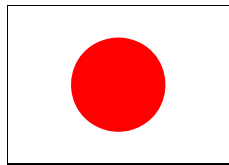


日インド経済連携協定 原産地規則の概要



平成23年 8 月
財務省関税局業務課

目次

I. インド特惠税率適用のための条件-序論-	3
II. 原産地認定のための税関手続	
1. 通関上の注意点	7
2. 原産地証明書に係る留意事項	17
3. 運送要件証明書	24
III. 原産地基準	
どのような産品が日インド経済連携協定上の 原産品となるか。	28

(注) 本資料において協定の条文を引用している箇所がありますが、一部簡略化して記載したのものもあることにご留意願います。正確な条文については、P. 46に記載したウェブサイトをご参照下さい。

I. インド特恵税率適用のための条件 — 序論 —

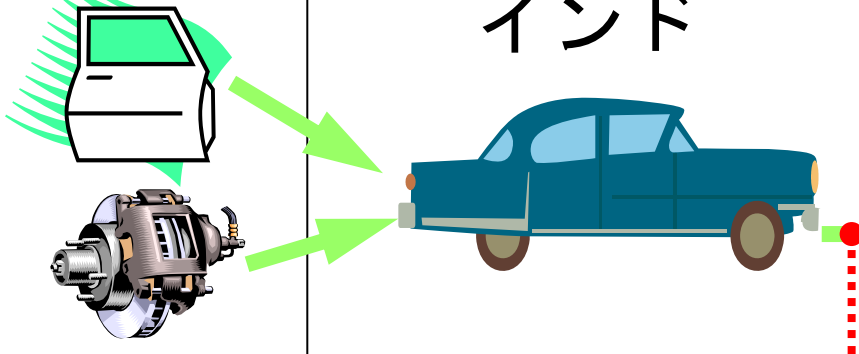
どのような条件が揃えば日インド経済連携協定に基づく特恵税率(インド特恵税率)が適用されるか。

I. インド特恵税率適用のための条件

- ① インドから輸入される製品に関して、譲許表においてインド特恵税率が設定されていること

この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」(通し船荷証券の写し等)

他の国



- ③ 日本への運送の途上でインドの「**原産品**」という資格を失っていないこと
(=インド特恵原産地規則上の積送基準を満たしていること)

- ② 生産された貨物が、インドの「**原産品**」であると認められること (=インド特恵原産地規則上の原産地基準を満たしていること)

- ④ 税関に対して、原産地基準及び積送基準の両方を満たしていることを証明すること (=インド特恵原産地規則上の**原産地証明書**及び(必要に応じ)**運送要件証明書**を輸入申告の際に提出すること)

この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「**原産地証明書**」

★原産地基準・積送基準の両者を単に満たしているだけでは十分ではなく、満たしていることが証明されなければならない。

I. インド特恵税率適用のための条件

— 序論 —

どのような条件がそろえばインド特恵税率が適用されるか。

- ① インド特恵税率が設定されている
- ② 原産地基準を満たす
- ③ 積送基準を満たす
- ④ ②及び③を満たしていることを税関に証明する

以上、4点をすべて満たさなければならない。

II. 原産地認定のための税関手続

1. 通関上の注意点

- (1) 日インド経済連携協定に係る留意点
- (2) 協定発効前に船積みされた貨物の取扱い
- (3) 原産地証明書の税関への提出に係る留意点
- (4) 一般特惠(GSP)の明らか物品であったものに対する扱い
- (5) 協定発効後に原産地証明書が発給されない場合の対応

2. 原産地証明書に係る留意事項

原産地証明書を税関に提出する前に確認頂きたいこと

3. 運送要件証明書

積送基準を満たしていることを証明する書類等

II. 原産地認定のための税関手続

1. 通関上の注意点

- (1) 日インド経済連携協定に係る留意点
- (2) 協定発効前に船積みされた貨物の取扱い
- (3) 原産地証明書の税関への提出に係る留意点
- (4) 一般特惠(GSP)の明らか物品であったものに対する扱い
- (5) 協定発効後に原産地証明書が発給されない場合の対応

2. 原産地証明書に係る留意事項

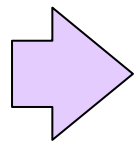
原産地証明書を税関に提出する前に確認頂きたいこと

3. 運送要件証明書

積送基準を満たしていることを証明する書類等

(1) 日インド経済連携協定に係る留意点

日インド経済連携協定は本年(2011年)8月1日に発効。



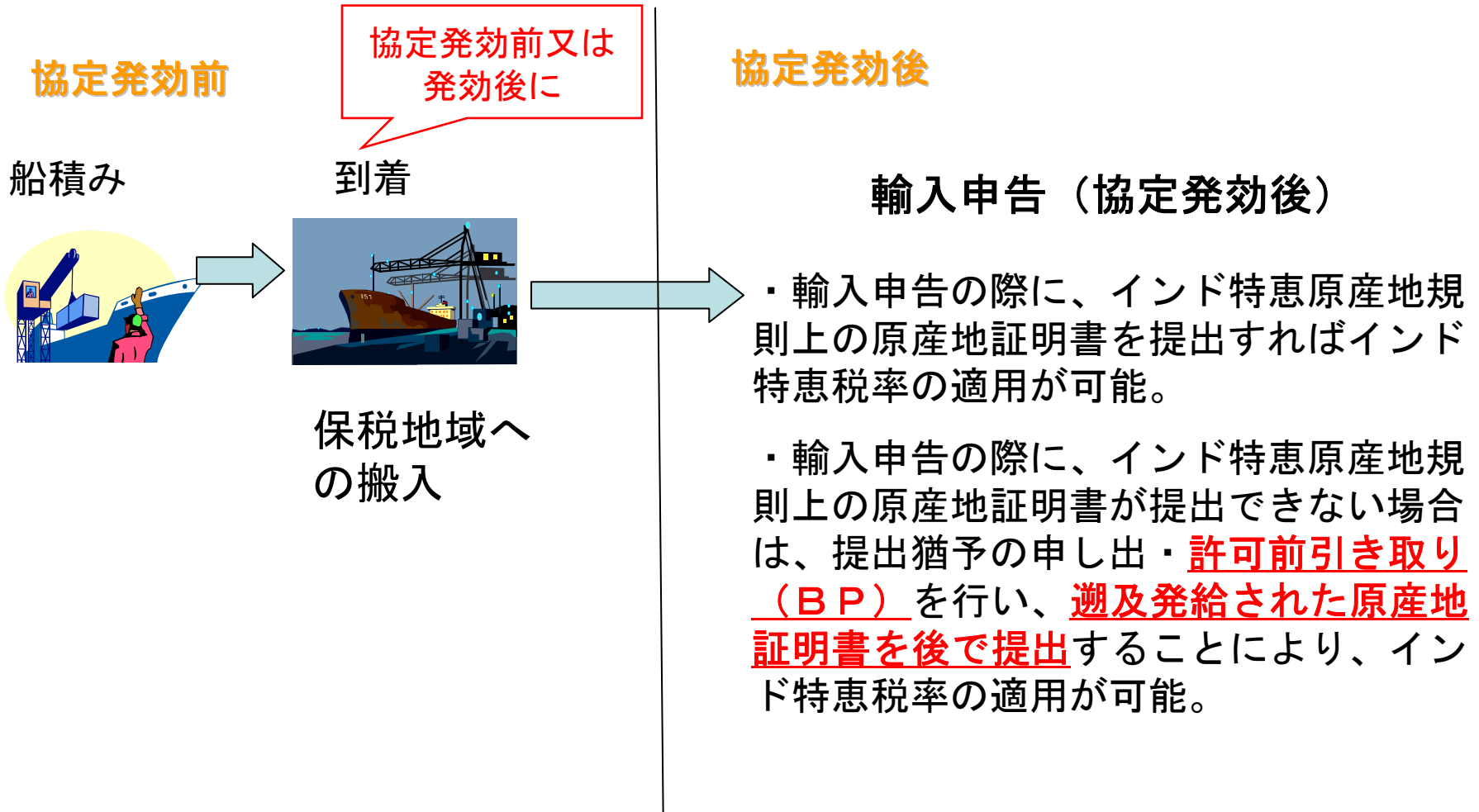
インド特惠税率 \leq 一般特惠税率
である品目は、

一般特惠の適用対象から除外

(一般特惠税率は使えません！！)

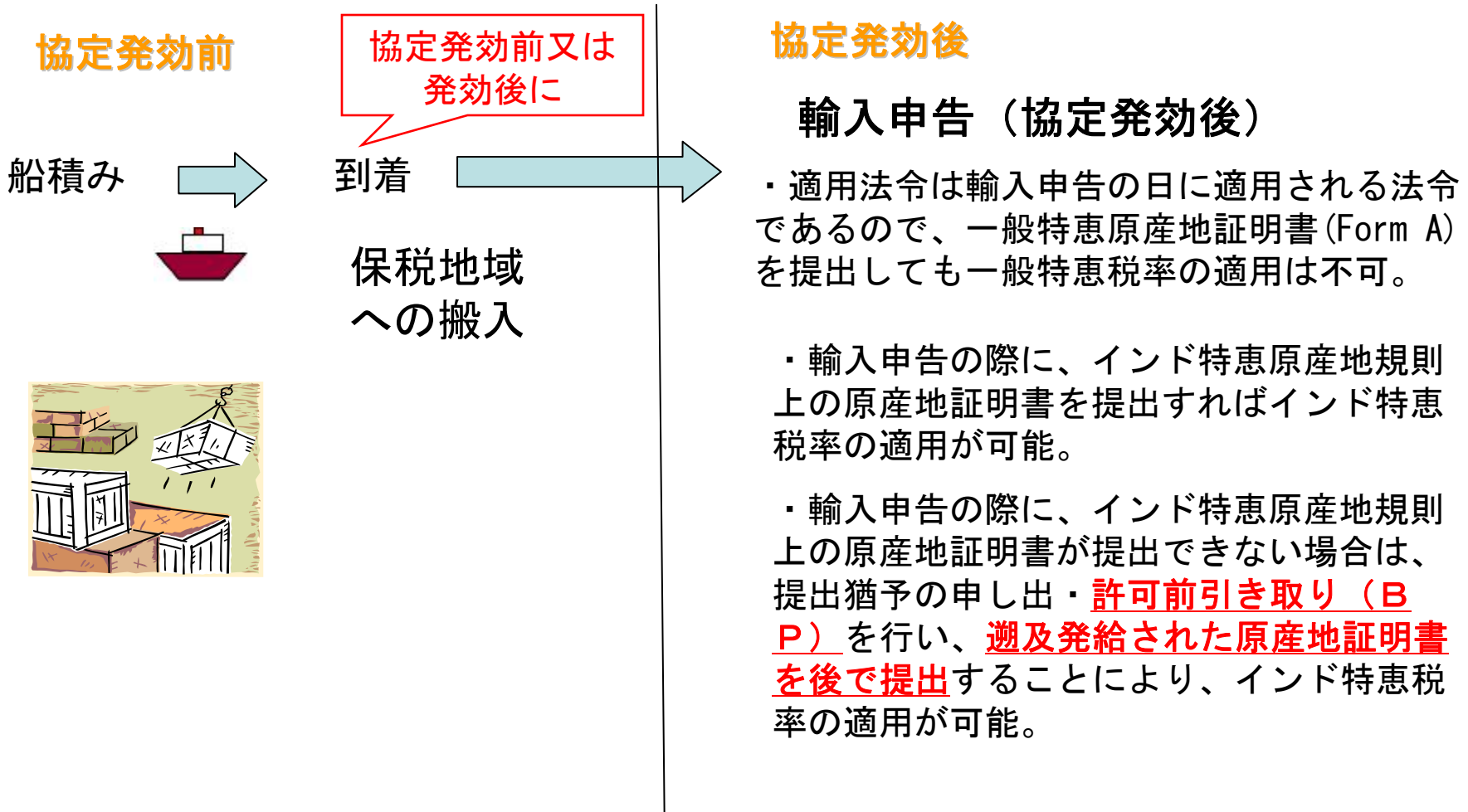
(2) 協定発効前に船積みされた貨物の取扱いー①

◎インド特惠税率が新たに適用される品目について



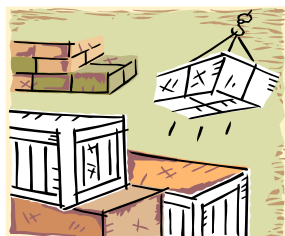
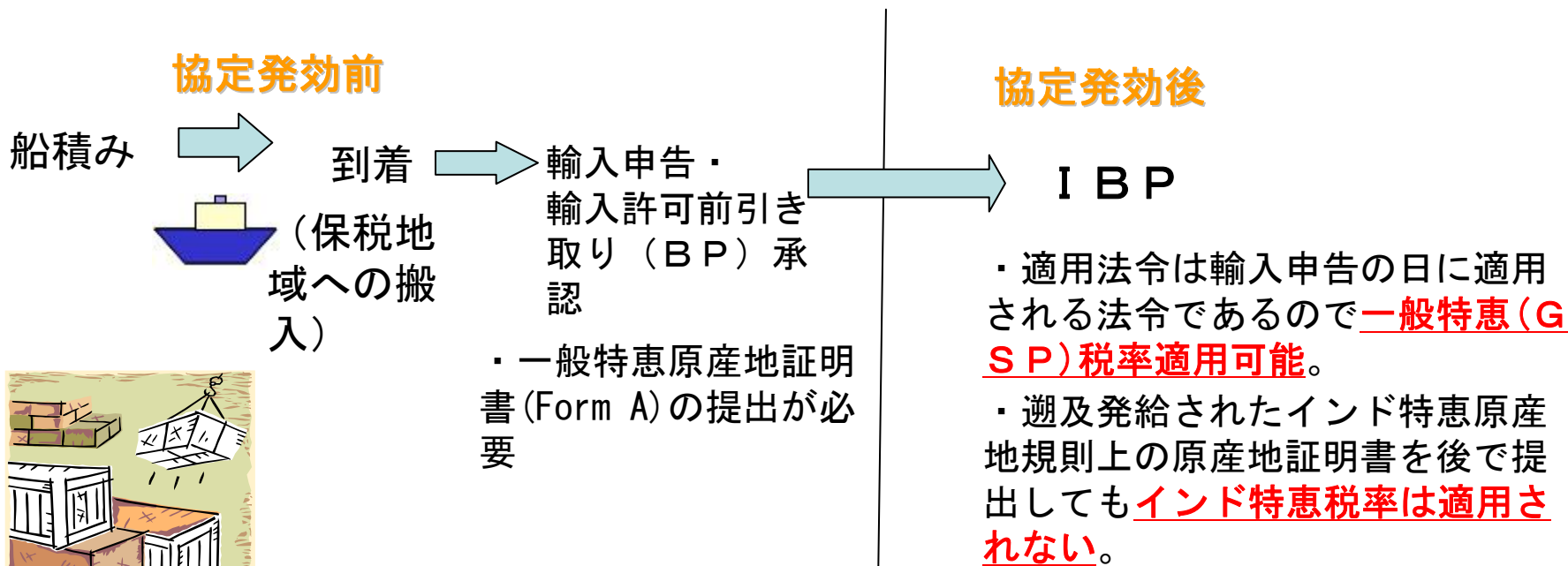
(2) 協定発効前に船積みされた貨物の取扱いー②

◎インド特惠税率が新たに適用され、それと同時に一般特惠(GSP)税率適用除外となる品目について



(2) 協定発効前に船積みされた貨物の取扱いー③

◎インド特惠税率が新たに適用され、それと同時に一般特惠(GSP)税率適用除外となる品目について



(3) 原産地証明書の税関への提出に係る留意点

- 原産品であることを証明するための原産地証明書の提出義務（輸入申告の際）。（協定附属書3第2節第1項、関税法第68条第2項、関税法施行令第61条第1項第2号イ）
- 課税価格の総額が20万円以下の貨物については提出を要しない。（協定附属書3第2節第2項、関税法施行令第61条第1項第2号イ）

(4) 一般特恵（GSP）の明らか物品であったものに対する扱い

一般特恵（GSP）では、「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品」（明らか物品）については、原産地証明書（FormA）の提出が免除されている。

- **インドEPA税率 ≤ 一般特恵税率である場合**、一般特恵税率は使えないので、一般特恵（GSP）の明らか物品であった物品でも、インド協定で定められた**原産地証明書（様式席上配布）が必要**になる。
- 他の経済連携協定の発効の際と同様に、一定期間、本件に限り、事後審査を認めることを検討中。

参考：協定発効前後の原産地証明書の提出免除の取扱い

◎インド特惠税率が新たに適用される品目について

協定発効前（～7/31）

課税価格の総額が20万円以下の貨物の場合には、提出不要。

GSPでの明らか物品

原産地証明書（Form A）は提出免除。

GSPでの明らか物品以外

原産地証明書（Form A）の提出が必要。

協定発効後（8/1～）

課税価格の総額が20万円以下の貨物の場合には、提出不要。

すべての物品

インド特惠原産地規則上の原産地証明書の提出が必要（GSPの明らか物品については、他の経済連携協定の発効の際と同様に、一定期間、本件に限り、事後審査を認めることを検討中。）。

(5) 協定発効後に原産地証明書が発給 されない場合の対応

協定は発効したものの、諸般の事情で、インド協定原産地証明書が現地で発給されない場合

→インド協定原産地証明書の提出猶予の申し出のうえ、輸入許可前引き取り（BP：担保の提供が必要）を行い、遡及発給された原産地証明書を後で提出することにより、インド特惠税率の適用が可能。

→事後審査は行わない。

II. 原産地認定のための税関手続

1. 通関上の注意点

- (1) 日インド経済連携協定に係る留意点
- (2) 協定発効前に船積みされた貨物の扱い
- (3) 原産地証明書の税関への提出に係る留意点
- (4) 一般特惠(GSP)における明らか物品であったものに対する扱い
- (5) 協定発効後に原産地証明書が発給されない場合の対応

2. 原産地証明書に係る留意事項

原産地証明書を税関に提出する前に確認頂きたいこと

3. 運送要件証明書

積送基準を満たしていることを証明する書類等

原産地証明書に係る留意事項

- ・ **HS番号の表記**：HS2007に従う（運用上の手続・第1規則(b)）
- ・ **発給機関**：インド商工省商務局（協定附属書3・第1節(a)）
- ・ **記入言語**：英語（協定附属書3・第3節第5項）
- ・ **提出時期**：輸入申告時。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合、許可前引取りを行う場合には、提出を猶予。（関税法施行令第61条第4項）
（協定附属書3・第2節第1項）
- ・ **遡及発給**：船積日から9か月間可能（運用上の手続・第3規則(b)）
- ・ **有効期間**：発給の日から1年間（協定附属書3・第4節第1項）
- ・ **対象となる輸入は1回限り**（協定附属書3・第4節第1項）
- ・ **些細なミス**：税関の判断にて受理が可能。
（運用上の手続・第5規則）

原産地証明書記載事項一 ① 第1欄—第7欄

<p>1. Exporter's Name, Address and Country:</p> <p>輸出者の名称、住所、国名</p>	<p>Certification No.</p>		<p>Number of page /</p>
<p>2. Importer's Name, Address and Country:</p> <p>輸入者の名称、住所、国名</p> <p>「遡及発給」の場合、第3欄に船積日を記入。</p>	<p>COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDIA AND JAPAN</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p>Issued in</p>		<p>積出港、積替港、荷卸港、船名又はフライト番号を分かる範囲で記入。</p>
<p>3. Transport details (means and route)(as far as known):</p> <p>輸送の手段及び経路 (分かる範囲で)</p>	<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification</p> <p>HS2007年版、6桁</p>		<p>5. Preference</p>
<p>それぞれの産品ごとの品番(必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、品名、HS番号</p>	<p>特恵基準</p> <p>“A”又は“B”のいずれか1つを必ず記入</p> <p>必要に応じ、DMI (第32条—僅少の非原産材料)、ACU (第31条—累積)、FGM (第36条—代替性のある産品及び材料)を追記。</p>	<p>6. Quantity</p> <p>重量又はその他の数量</p> <p>例えば、グロス重量又はネット重量</p>	<p>7. Invoice number(s) and date(s)</p> <p>インボイスの番号及び日付</p> <p>原則として日本への輸入に用いられるインボイス(第三国インボイスを含む)の番号・日付。ただし、第三国インボイスの番号・日付が不明の場合には、輸出国で発行されるインボイスの番号・日付。</p>

特惠基準に対応する記入コード表

(第5欄関係)

○原産品とする場合の適用条文

協定第28条：完全生産品→「A」

協定第29条：非原産材料を使用して得られる産品→「B」

(「A」又は「B」のいずれかが必ず記入される。)

○次の規定を適用した場合

協定第31条：累積→「ACU」

協定第32条：僅少の非原産材料→「DMI」

協定第36条：代替性のある産品及び材料
→「FGM」

(上記の規定を適用した場合は必ず記入する。)

原産地証明書記載事項② 第8欄—第10欄

* 原産地証明書が遡及発給される場合には、発給当局は”ISSUED RETROACTIVELY”のボックスにチェック(✓)を付し、第3欄に船積日を記入。
 * 紛失等の理由により原産地証明書が「再発給」される場合には、新規の番号を付した新規の原産地証明書が発給され、第8欄に”CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。この場合、当初の原産地証明書は無効となる。「再発給」された新規の原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年間。

○原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合
 ⇒第三国発行インボイス番号が判明している場合
「Third Country Invoicing」のボックスにチェック(✓)を付し、第8欄に当該インボイスを発行する者の名称及び住所を記入。
 ⇒原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合
「Third Country Invoicing」のボックスにチェック(✓)を付し、第8欄に当該インボイスを発行する者の名称及び住所を記入。この場合、輸入者は税関に対し、取引関係が判明するような資料を提出。

8. Remarks:	
<input type="checkbox"/> Third Country Invoicing <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY	
9. Declaration by the exporter:	10. Certification
I, the undersigned, declare that:	It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration
- the above details and statements are true and accurate.	by the exporter is correct.
- the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate;	
- the country of origin of the good(s) described above is _____	
Place and Date: _____	Competent governmental authority of _____
Signature: _____	Stamp _____
Name (printed): _____	Place and Date: _____
Company: _____	Name (printed) _____
	Signature: _____

原産国の国名を記入。

輸出者(又は代理人)による記入。
 ・ 証明書申請の日付
 ・ 署名(自署又は署名の形状の印字)

ゴム印は不可

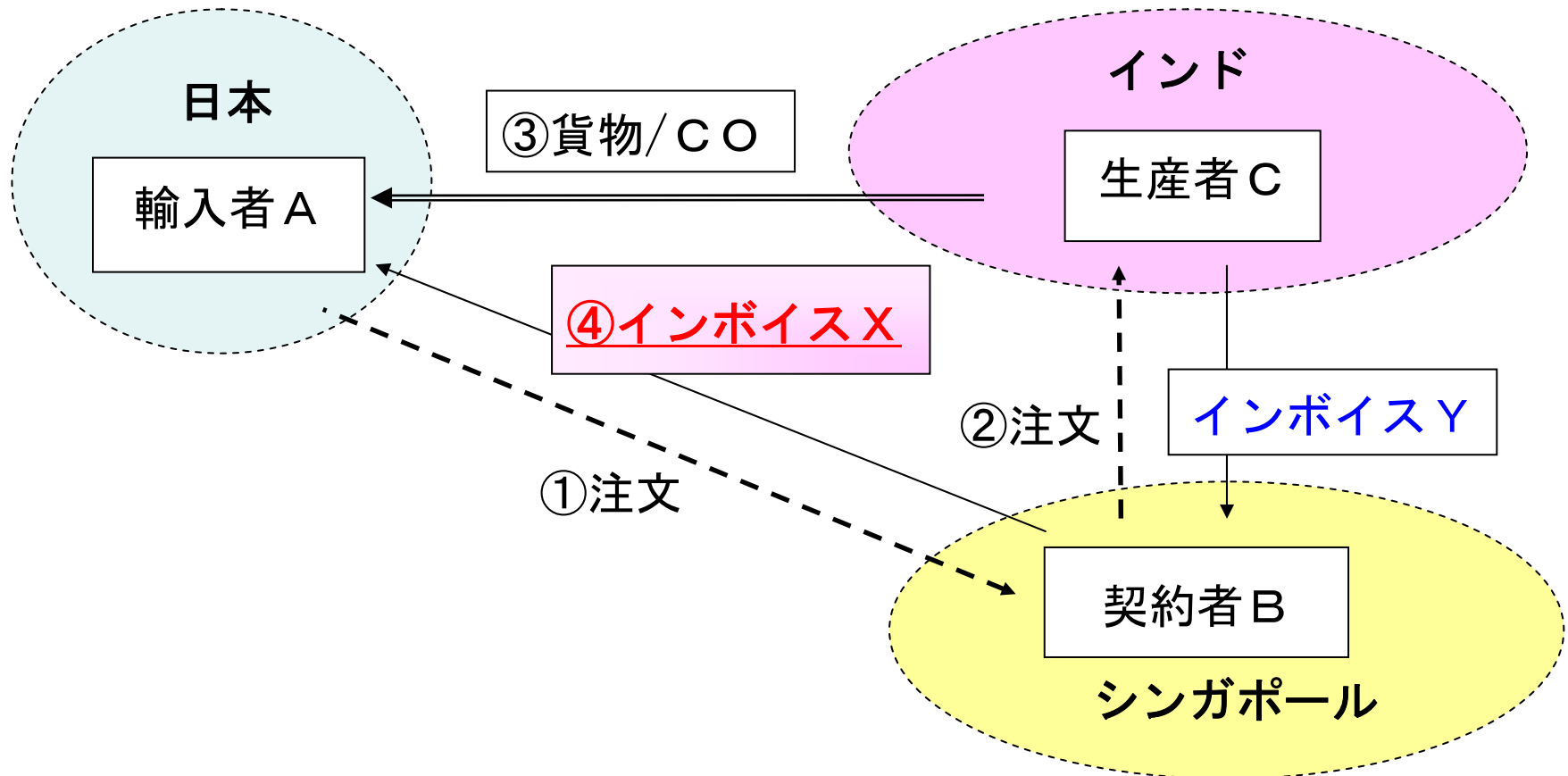
輸出締約国の権限のある当局又は指定団体による記入。
 ・ 日付(原則として船積日を含めその日から3日以内⇒それより後の発給を遡及発給として扱う。)
 ・ 押印
 ・ 署名(自署又は署名の形状の印字)

ゴム印は不可

原産地証明書第7欄及び第8欄の記載方法

インボイスが第三国で発行される場合－①

第7欄に記入されるべきインボイス番号は、原則として (次ページ参照) 日本への輸入に用いられる「インボイスX」の番号。



原産地証明書第7欄及び第8欄の記載方法

インボイスが第三国で発行される場合－②

(カッコ書きは前ページの例におけるもの)

○ 第三国で発行されるインボイスの番号が判明しているとき

- － 第7欄：第三国で発行されるインボイスの番号及び日付けを記入
(シンガポール) (インボイスX)
- － 第8欄：“Third Country Invoicing”欄にチェック(✓)を付し、
当該インボイスの発行者の名称及び住所を記入
(インボイスX) (契約者B)

○ 第三国で発行されるインボイスの番号が**不明**のとき

- － 第7欄：輸出国(インド)において発行されるインボイスの番号及び日付けを記入
(インボイスY)
- － 第8欄：“Third Country Invoicing”欄にチェック(✓)を付し、
当該インボイスの発行者の名称、住所を記入
(インボイスX) (契約者B)

税関は、これらの取引関係を証明する書類の提出を要請。

II. 原産地認定のための税関手続

1. 通関上の注意点

- (1) 日インド経済連携協定に係る留意点
- (2) 協定発効前に船積みされた貨物の取扱い
- (3) 原産地証明書の税関への提出に係る留意点
- (4) 一般特惠(GSP)の明らか物品であったものに対する扱い
- (5) 協定発効後に原産地証明書が発給されない場合の対応

2. 原産地証明書に係る留意事項

原産地証明書を税関に提出する前に確認頂きたいこと

3. 運送要件証明書

積送基準を満たしていることを証明する書類等

3. 運送要件証明書 積送基準（協定第34条）

- ・ 以下のいずれかの条件を満たした産品は、積送基準を満たした原産品とする。
 - －輸出締約国から日本に直接輸送されること
 - －積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を經由して輸送される場合にあっては、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと
- ☆積送基準を満たさない場合には日インド経済連携協定に基づく特惠税率の適用対象とならない

積送基準を満たしていることを証明する書類①

— 協定附属書3 第2節第3項 —

- ・ 輸入国税関は、第三国を經由して輸入される場合、次のいずれかのもの ((a) 又は (b)) の提出を要求できる。
 - (a) 輸出港及び輸入港を明示した通し船荷証券の写し
 - (b) 第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報（当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの）

(注) 課税価格の総額が20万円以下の貨物の場合には、提出不要。

積送基準を満たしていることを証明する書類② —協定附属書3第2節第4項—

- ・ 輸入国税関は、第三国を經由して輸入される場合で、運用上の手続第13規則に列記される状況のいずれかである場合、次の両方のもの ((a)かつ(b)) の提出を要求できる。

(a) 輸出港及び輸入港を明示した通し船荷証券の写し

(b) 第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報（当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの）

(注) 課税価格の総額が20万円以下の貨物の場合には、提出不要。

参考 運用上の手続（Implementing Procedures：IP）

第13規則（仮訳）

第13規則 附属書3（運用上の証明手続）第2節4に基づき税関当局により要求される書類

協定第34条に規定する積送基準を満たすため、輸入締約国の税関当局は、以下に列挙したようないずれかの場合、運用上の証明手続第2節3(a)に規定される通し船荷証券の写しが既に提出されていても、同手続第2節3(b)の書類を要求することができる。

- (a) コンテナが開けられている場合、
- (b) コンテナシールが変更されている場合、
- (c) コンテナ番号が変更されている場合、
- (d) 包装が開けられている場合

Ⅲ. 原産地基準

ーインド協定原産品とはー

- (1) 日インド経済連携協定の構造
- (2) 「インド特恵原産地規則」とは
- (3) 原産地基準
- (4) 完全生産品
- (5) 実質的変更基準を満たす産品
- (6) 累積
- (7) 僅少の非原産材料
- (8) 代替性のある産品及び材料
- (9) 原産資格を与えることとならない作業
- (10) 日インド経済連携協定に係る留意点

(1) 日インド経済連携協定の構造

日インド経済連携協定

協定本体

第19条 関税の撤廃

第19条第1項

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書1の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した**他方の締約国の原産品**について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

譲許表において、インド特惠税率を設定

附属書1 第19条に関する表
※一般的には「**譲許表**」と呼ばれている

第3章 原産地規則

【第26条—第41条】

附属書2 品目別規則

附属書3 運用上の証明手続

附属書4～10

(2) 「インド特惠原産地規則」とは？

日インド経済連携協定

協定本体

第19条 関税の撤廃

附属書 1 譲許表

これらをまとめて、「**インド特惠原産地規則**」と呼ぶ。

第3章 原産地規則
(他方の締約国の原産品である
か否かを判断するための規則)

【第26条－第41条】

附属書 2 品目別規則

附属書 3 運用上の証明手続

- ・日インド経済連携協定・運用上の手続 (Implementing Procedures)
- ・関税法第68条第2項
- ・関税法施行令第61条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項
- ・関税法基本通達68－5－0～68－5－23

(3) 原産地基準

協定第27条 原産品

この協定に特段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条に定めるもの
- (b) 当該締約国において完全には得られず、又は生産されない産品であって、第29条に定める要件を満たすもの (※)

完全生産品

実質的変更基準
を満たす産品

(※) 上記(b)を満たすことにより原産材料のみから生産される産品も原産品となります。

(4) 完全生産品 (協定第28条)

項 目 (例 示)
(a) 生きている動物であって、締約国において生まれ、かつ、成育されたもの(家畜等)
(b) 締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物 (捕獲された野生動物等)
(c) 締約国において生きている動物から得られる産品 (卵、牛乳、羊毛等)
(d) 締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 (果物、野菜、切花等)
(e) 締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質 ((a)から(d)までに規定するものを除く。) (原油、石炭、岩塩等)
(f) 締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品 (公海、排他的経済水域で捕獲した魚等)
(g) 両締約国の領海外における当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品 (工船上で製造した魚の干物等)
(h) 締約国の領水外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、1982年12月10日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。 (大陸棚から採掘した原油等)
(i) 締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの (走行が不可能な廃自動車等)
(j) 締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの (木くず、金属の削りくず等)
(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、締約国において回収される部品又は原材料 (走行が不可能な廃自動車から回収したタイヤであって、タイヤとしての使用が可能なもの等)
(l) 締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品 (b)に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)

(5) 実質的変更基準を満たす産品-①

協定第29条 非原産材料を使用して生産される産品

1 第27条(b)の規定の適用上、次の(a)及び(b)の条件を満たす産品は、締約国の原産品とする。

(a) 及び (b) の両方の条件を満たす

- (a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の原産資格割合が35%以上であること。
- (b) 当該産品の生産に使用された全ての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更であって6桁番号の水準におけるもの(すなわち、号の変更)が行われていること。

注釈 この(b)の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書2に定める品目別規則において用いられているものをいう。

2 1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、締約国の原産品とする。

「一般ルール」

「品目別規則」に対応

(5) 実質的変更基準を満たす産品-②

— 第29条と附属書2（品目別規則）の関係 —

- 完全生産品以外の産品については、第29条の規定が適用される
 - 附属書2に定められている産品は、当該品目別規則を、
 - それ以外の産品は第29条第1項の一般ルールを、満たすものは原産品となる。

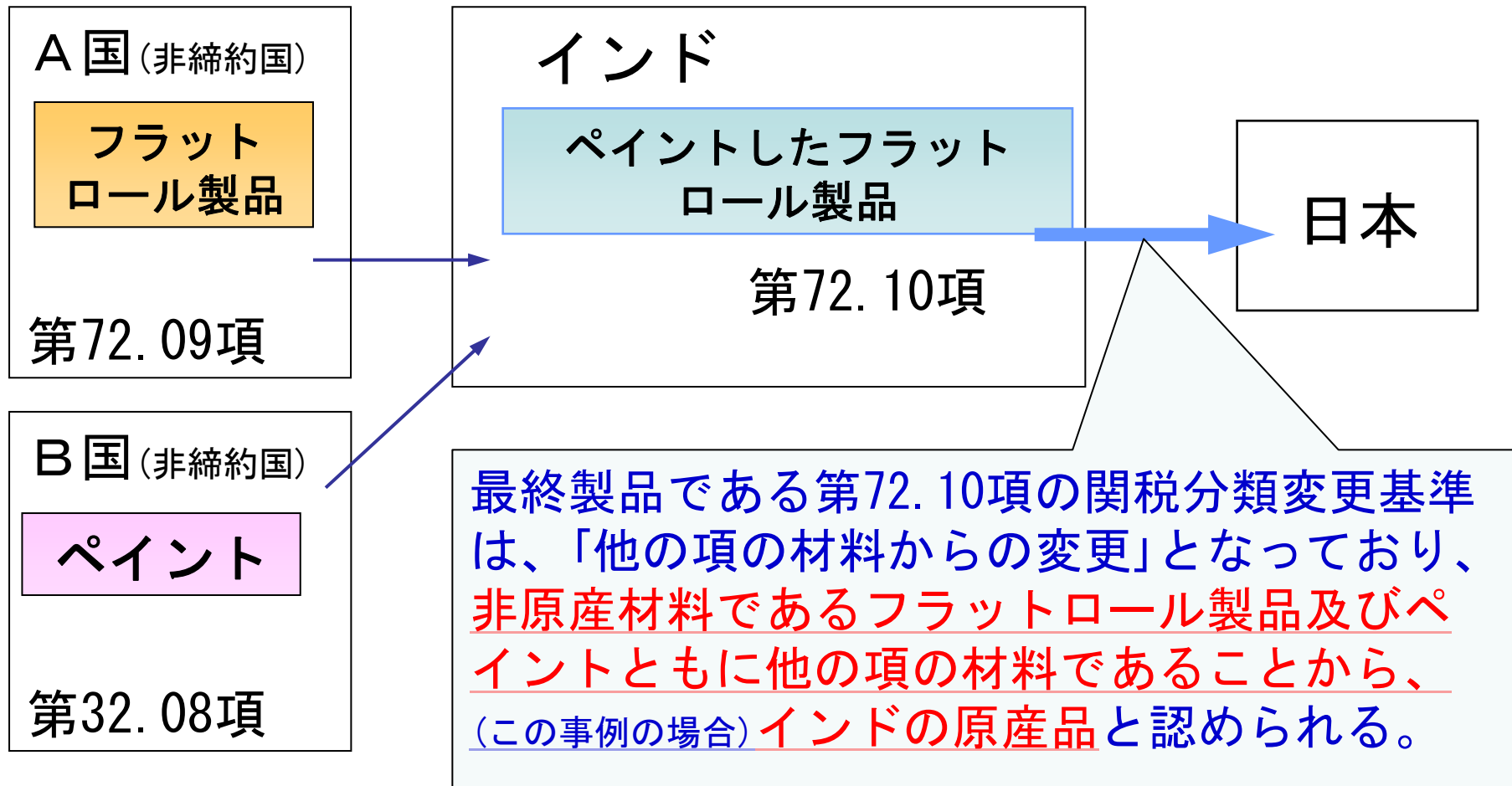
参考 品目別規則及び一般ルールに用いられる実質的変更基準

- ・ 関税分類変更基準
 - 非原産材料の関税分類番号と、産品の関税分類番号とが異なることとなる変更が行われていること
- ・ 付加価値基準
 - 付加された価値が条件を満たしていること
- ・ 加工工程基準
 - 特定の加工又は製造が行われること

関税分類変更基準

非原産材料の関税分類番号と、製品の関税分類番号とが異なることとなる変更が行われていること

第72.10項：他の項の材料からの変更



(注) 使用される非原産材料は上記の2つとする。

付加価値基準

協定第30条

製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たすこと。

インド協定では、以下の **2種類** の計算方法を採用した。

- ① **控除方式**（従来のアジア各国との2国間協定で採用した計算方法）
- ② **積上げ方式**（原産材料の価額、直接労務費、直接経費及び利益の合計金額と製品のFOB価額を比較する方法。インド協定で初めて採用（注）。）

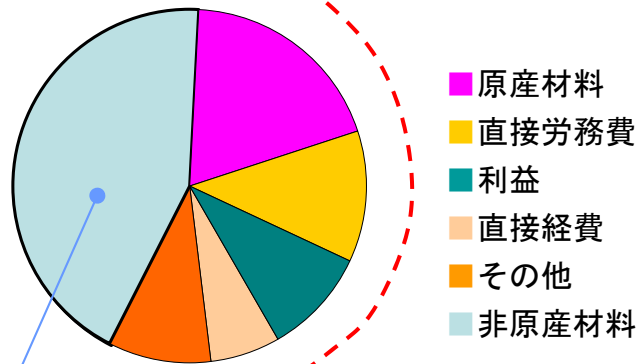
注：原産材料の価額と製品のFOB価額とを比較する方法は、チリ協定で採用済み。

①又は②のいずれかの方式を選択する（しきい値は同じ。）。

付加価値基準（控除方式）

製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たすこと。

円グラフ全体が製品の価額



この部分が「付加される価値」

この部分が「非原産材料価額」

付加される価値と製品の価額とを比較して判断

(具体的には)
製品の価額と非原産材料価額とを比較する

(FOB) (VNM)
製品の価額 - 非原産材料価額

製品の価額 (FOB)

≥ X%

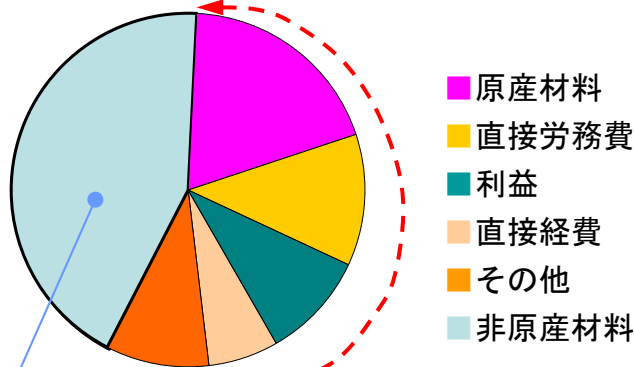
原産資格割合 (QVC)
と呼ばれる。

非原産材料価額 = 製品の生産において使用される全ての非原産材料の価額 (協定第30条第1項(a))

付加価値基準（積上げ方式）

製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たすこと。

円グラフ全体
が製品の価額



この部分が「付加される価値」

この部分が「非原産材料価額」

原産材料価額、直接労務費、利益及び直接経費と
製品の価額とを比較して判断

（具体的には）
製品の価額と上記4種類の価額の合計を比較する

$$\frac{\text{原産材料価額} + \text{直接労務費} + \text{利益} + \text{直接経費}}{\text{製品の価額 (FOB)}} \geq X\%$$

原産資格割合 (QVC)
と呼ばれる。

原産材料価額 = 製品の生産において
使用される全ての原産材料の価
額 (協定第30条第1項(b))

加工工程基準

特定の加工又は製造が行われること

農産品については、多くの品目の規則として、製品の製造に使用される全ての材料がその製造が行われる締約国で完全に得られたものであることが要件とされる。

例：第2類 肉及び食用のくず肉

02.01 - 02.10：締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

繊維製品については、多くの品目の規則として、製品は指定される材料から指定された工程を経て製造されることが要件とされる。

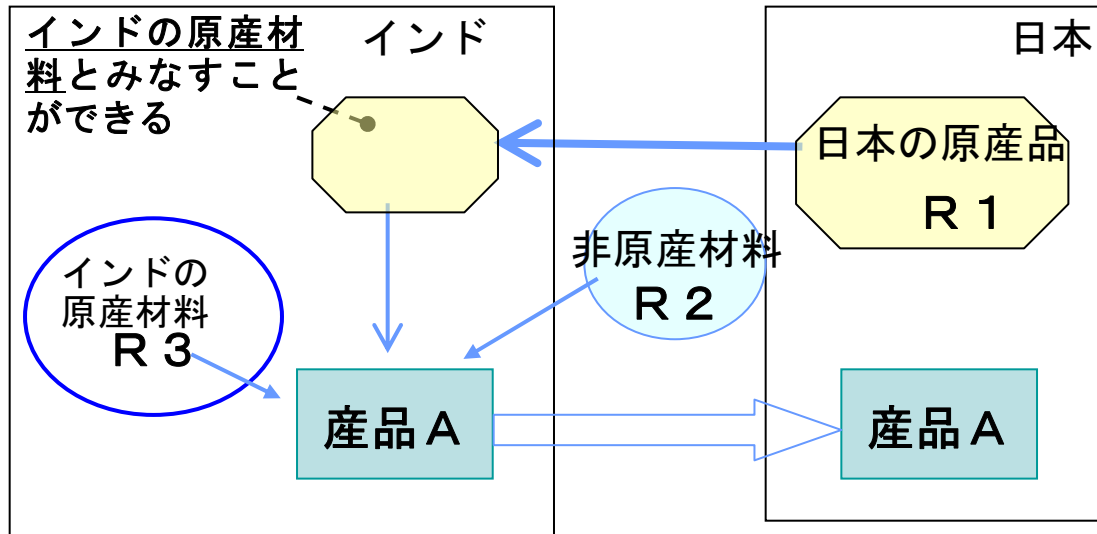
例：第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

62.01 - 62.17：織物類又は編物類からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）

附属書2の付表（抜粋）

統一システムの番号	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程	
	メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程	製品化の工程
61.01-61.17	必要	必要
62.01-62.17		
63.01-63.10		

(6) 累積 (協定第31条)



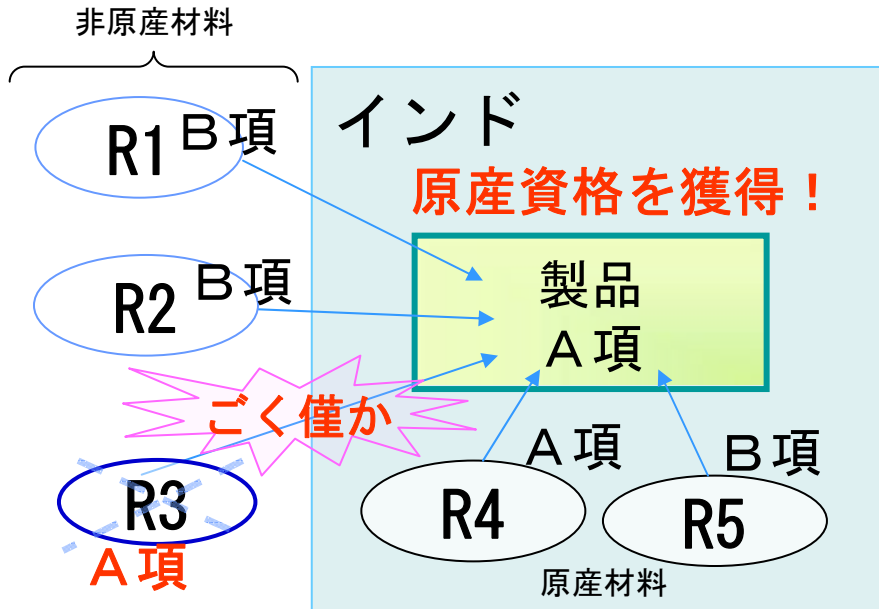
日本の原産品 R 1 をインドに輸出し、それを、インドにおいて製品 A の生産に使用され、かつ、当該生産が第33条（スライド46及び47参照）に規定する作業を超える水準の場合、日本の原産品 R 1 は、インドの原産材料とみなすことができる。

一見すると、一般特惠 (GSP) における自国関与基準と同じように見えるが

※一般特惠 (GSP) における自国関与基準との違い

- ・一般特惠の自国関与では、日本から **輸出された** 製品であればよい。
→インド特惠原産地規則における累積では、この原産地規則の下での日本の**原産品**であることが必要。
- ・一般特惠では原産地証明書とともに、いわゆるANNEXが必要。
→インド特惠原産地規則においてはANNEXは**不要**。

(7) 僅少の非原産材料 (協定第32条)



一部の非原産材料に関して、関税分類変更基準 (例えば「他の項の材料からの変更」) 及び加工工程基準を満たさない場合であっても、第32条に定める特定の割合以下であれば(=ごく僅かであれば)考慮しない。

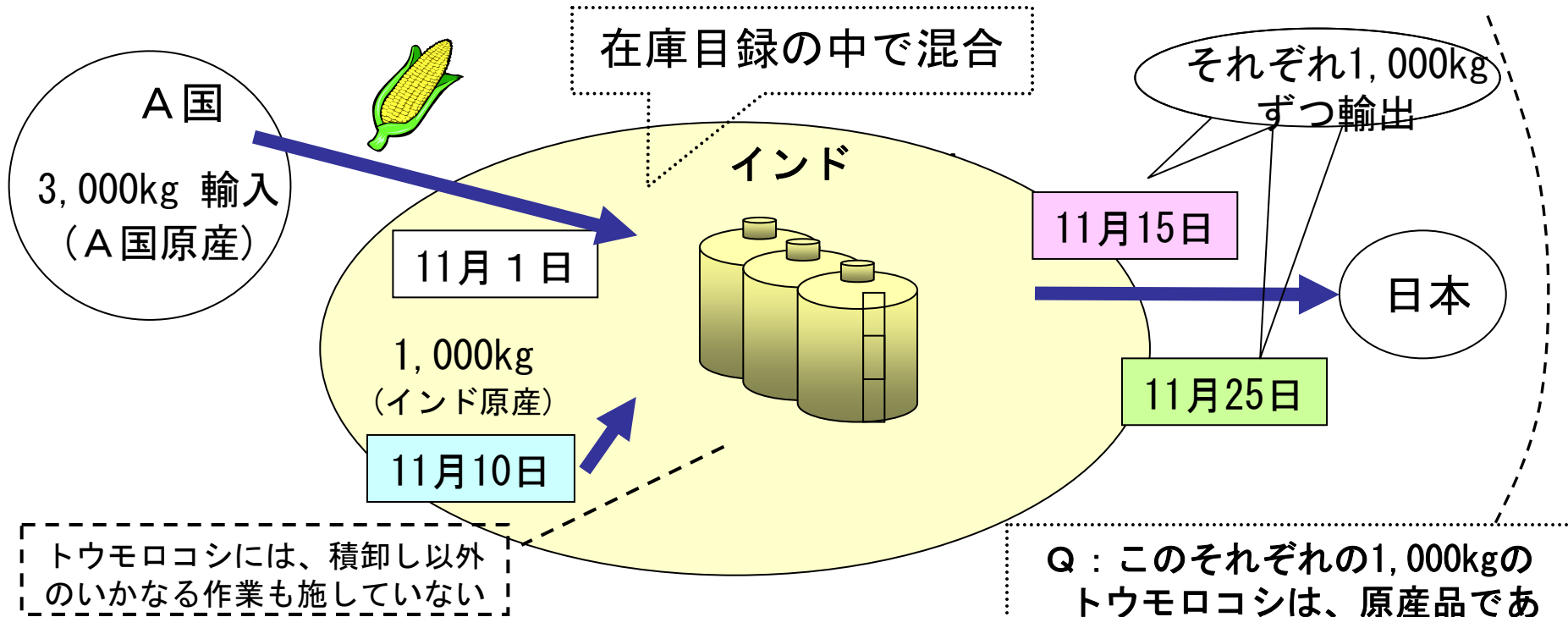


その結果、左図の例においては、R3が関税分類変更基準を満たすか否かを考慮しないことから、製品は原産品であると認められる。

特定の割合—協定第32条

1. 製品のFOB価額の7%以下
 - ・ 第15類～第24類 (1604. 20, 1605. 20, 1605. 90, 2101. 11, 2101. 20, 2106. 10, 2106. 90, 2207. 10及び2207. 20を除く。)
 - ・ 2501. 00, 2906. 11, 2918. 14, 2918. 15, 2940. 00, 3505. 10, 3505. 20, 3809. 10及び3824. 60
2. 製品のFOB価額の10%以下
 - ・ 第28類～第49類 (2905. 44, 2906. 11, 2918. 14, 2918. 15, 2940. 00, 3502. 11, 3502. 19, 3505. 10, 3505. 20, 3809. 10, 3824. 60, 4601. 29, 4601. 94及び4602. 19を除く。)
 - ・ 第64類～第97類
3. 製品の重量の7%以下
 - ・ 第50類～第63類 (5001. 00, 5003. 00, 51. 02, 51. 03, 52. 01から52. 03, 53. 01及び53. 02を除く。)
4. 適用なし：その他

(8) 代替性のある产品及び材料 (協定第36条)



トウモロコシには、積卸し以外のいかなる作業も施していない

Q : このそれぞれの1,000kgのトウモロコシは、原産品であるか、非原産品であるか？

A : 用いている管理方法により異なる

	先入れ先出し方式	後入れ先出し方式	平均方式
1,000kg (11月15日輸出)	非原産品	原産品	250kg 原産品 750kg 非原産品
1,000kg (11月25日輸出)	非原産品	非原産品	250kg 原産品 750kg 非原産品

(9) 原産資格を与えることとならない作業 -① (協定第33条)

- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保管することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け、損傷部品の除去等）その他これに類する作業
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な（注）包装作業
- (e) HS通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 粉じんの除去、ふるい分け若しくは選別、分類、格付、組み合わせる工程（物品をセットにする工程を含む。）、洗浄又は塗装から成る単純な（注）作業
- (g) 単純な（注）切断、薄切り及び再こん包又は瓶、フラスコ、袋又は箱に詰めること、カード又は板への固定その他の単純な（注）こん包作業

(9) 原産資格を与えることとならない作業-② (協定第33条)

- (h) 産品又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する作業
- (i) 産品の単純な（注）混合（異なる種類の産品の混合であるか否かを問わない。）
- (j) 完成品とするための部品の単純な（注）組立て
- (k) 動物のとさつ
- (l) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈
- (m) (a) から (l) までの作業の組合せ

「単純な」として規定される作業とは、専門的な技能又は当該作業を行うために特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない場合の作業をいう。

(10) 日インド経済連携協定に係る留意点

原産地規則に関して、日インド協定は、これまでの我が国の経済連携協定と比較して、以下の点について留意が必要。

1. 原産地基準に採用されている「一般ルール」は、関税分類変更基準（号の変更）及び35%付加価値基準の両方を満たすことを求めている。
2. 農産品及び繊維製品の品目別規則の多くは、関税分類変更基準ではなく、加工工程基準により規定されている。
3. 原産地証明関連の規定が協定本体ではなく附属書3（運用上の証明手続）にある。

ご不明の点があれば・・・

- ・ 日インド経済連携協定の条文については、以下のウェブサイトをご参照願います。（和文テキスト）

協定本文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/pdfs/ijcepa_ba_j.pdf

附属書 1 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/pdfs/ijcepa_x01_j.pdf

附属書 2 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/pdfs/ijcepa_x02_j.pdf

附属書 3 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/pdfs/ijcepa_x03_j.pdf

実施取極 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/pdfs/ijcepa_ia_j.pdf

適用税率等のEPA関連の情報は税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm)からご覧いただけます。

- ・ ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会いただけるようお願い申し上げます。

各税関原産地調査官連絡先:

税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/syomeisyo.htm)

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。